定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社ドリームインキュベータと称し英文では、Dream Incubator I nc.と表示する。

(目的)

- 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
 - (1) ベンチャービジネスへの投資及びその育成
 - (2) 経営コンサルティング業
 - (3) 会社の合併及び技術、販売、製造等の提携の斡旋
 - (4) 講演会、講習会、セミナー等の企画、運営及び開催
 - (5) 有価証券の取得及び保管
 - (6) 広告、広報に関する企画、制作、各種マーケティング及び販売代理業
 - (7)情報の収集、分析、管理及び情報提供サービス
 - (8) 損害保険代理業
 - (9) 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができないや むを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、28,800,000株とする。

(単元株式数)

第6条 当会社の普通株式の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

- 第7条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
 - (1)会社法第189条第2項に掲げる権利
 - (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
 - (3)募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利

(自己の株式の取得)

第8条 当会社は、会社法第165条第2項の定めにより、取締役会決議をもって市場取引等によって、自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

- 第9条 当会社は株主名簿管理人を置く。
 - 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

(株式取扱規則)

第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令又は本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。

(基準日)

- 第11条 当会社の定時株主総会において株主の権利を行使すべき株主は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主とする。
 - 2 前項及び本定款に定める他、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじ め公告して基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集時期)

- 第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。
 - 2 株主総会は、本店の所在地またはこれに隣接する地のほか、東京都区内においてこれを招集することができる。

(招集権者及び議長)

- 第13条 株主総会は、代表取締役が招集し議長となる。
 - 2 前項で招集者となった代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定め る順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

- 第14条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権 を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
 - 2 会社法第309条第2項に定める決議は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(電子提供措置等)

- 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、 電子提供措置をとるものとする。
 - 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部 について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記 載しないことができる。

(議決権の代理行使)

- 第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使する ことができる。
 - 2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出

しなければならない。

(議事録)

- 第17条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める 事項を記載又は記録する。
 - 2 株主総会の議事録は、その原本を 10 年間本店に備え置き、その謄本を 5 年間支店に備え置く。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第18条 当会社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

- 第19条 当会社の取締役(監査等委員であるものを除く)は9名以内とする。
 - 2 当会社の監査等委員である取締役(以下「監査等委員」という)は、5名以内とする。

(取締役の選任の方法)

- 第20条 当会社の取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役を区別して株主総会において議 決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、 その議決権の過半数の決議によって選任する。
 - 2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

- 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 2 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は選任後2年以内に終了する事業年度 のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
 - 3 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、 退任した監査等委員の任期の満了のときまでとする。
 - 4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任に 係る決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終の ものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役会において定める取締役が 招集し、議長となる。
 - 2 招集権者及び議長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、 他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集手続)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役に対して発するものとする。 ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。

(役付役員等)

第24条 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員を除く)又は執行役員の中から、社長、副社長、その他取締役会で定める役職者を若干名選定することができる。

(代表取締役)

- 第25条 代表取締役は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。
 - 2 当会社は、取締役(監査等委員を除く)の中から取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

(取締役会の決議)

第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により 同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみ なす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第28条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(執行役員)

第29条 当会社は、取締役会の決議によって、執行役員を定め、当会社の業務を分担して執 行させることができる。

(取締役会の議事録)

第30条 取締役会の議事については、その経過要領及びその結果並びにその他法令に定める 事項を議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を 行い、これを本店に10年間備え置くものとする。

(取締役会規程)

第31条 取締役会に関する事項については、法令又は定款のほか、取締役会において定める 取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第32条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

- 第33条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第4 23条第1項に規定する取締役(取締役であった者も含む。)の損害賠償責任を法令 の限度において免除することができる。
 - 2 当会社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、

法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会)

第34条 当会社は、監査等委員会を置く。

(監査等委員会の招集手続)

第35条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前に各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第36条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査等委員の過半数が 出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第37条 監査等委員会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名を行う。

(監査等委員会規程)

第38条 監査等委員会に関する事項については、法令又は定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第39条 当会社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第40条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

- 第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
 - 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、 当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第43条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423 条第1項に規定する会計監査人の損害賠償責任を限定する契約を締結することがで きる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とす る。

第7章 計算

(事業年度)

第44条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等)

- 第45条 当会社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。
 - 2 当会社は、毎年3月31日又は9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株 主又は登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当を行うことができる。
 - 3 前項のほか、毎年6月30日又は12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された 株主又は登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当を行うことができる。
 - 4 当会社は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。

(剰余金配当の除斥期間)

第46条 剰余金の配当が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会 社はその支払義務を免れるものとする。

附則

第1条

当会社は、第16回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第2条

第16回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であったものを含む)の行為に関する会 社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお、同定時株主総会の決議によ る変更前の定款第42条第2項の定めるところによる。

- 1.本定款は、平成12年4月20日から施行する。
- 2.平成12年5月27日改定
- 3.平成12年6月3日改定
- 4.平成12年6月26日改定
- 5.平成12年10月3日改定
- 6.平成12年12月25日改定
- 7.平成12年12月29日改定
- 8.平成13年6月18日改定
- 9.平成14年2月13日改定
- 10.平成14年6月26日改定
- 11.平成15年6月19日改定
- 12.平成16年6月21日改定
- 13.平成17年6月20日改定
- 14.平成18年6月8日改定
- 15.平成21年6月9日改定

16.平成23年6月17日改定17.平成26年4月1日改定18.平成26年6月12日改定19.平成27年6月11日改定20.平成28年6月13日改定21.平成30年6月11日改定22.令和元年6月10日改定23.令和2年6月29日改定24.令和4年6月17日改定25.令和6年6月17日改定